

指定障害福祉サービス事業所 管理者 様
指定障害児通所支援事業所 管理者 様

和歌山県福祉保健部
福祉保健政策局障害福祉課長
(公 印 省 略)

医療連携体制加算の算定に係る要件の取り扱いについて

平素より本県の障害児者福祉行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、医療連携体制加算については、医師の指示に基づき看護が必要な利用者に対して看護の提供を行った場合や喀痰吸引等に係る指導を従事者に対して行った場合に算定することとなっております。この度、市町村障害福祉担当部局から医療連携体制加算の要件に関する照会がありましたので、医療連携体制加算の算定に係る要件の取り扱いについて、以下のとおりお示しさせていただきます。

各事業所におかれましては、以下の内容を十分ご留意いただいたうえで、適切に加算の算定を行っていただきますようお願い申し上げます。

なお、事業者が医師の指示などがなく加算の請求を行った分については、各事業所において金額や算定期間等の資料を整理し、各支給決定市町村と調整して返還等の手続を行っていただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 「医師の指示」については、原則として利用者の主治医又は事業所の嘱託医等が診察し、利用者の状態を十分に把握している医師から指示を得ること。また、指示があったことが客観的に分かるよう、指示書や記録など文書で残し事業所に保管しておくこと。なお、提供する看護の内容については、個別支援計画に明記すること。
- 2 算定の対象となる「看護」とは、喀痰吸引等の医療的ケアなど看護師が行うことが適切であると客観的に認められる行為とし、健康上問題のない利用者に対してバイタルチェックを行うだけの行為等は算定の対象とはしないこと。
- 3 加算算定の対象とする利用者は、上記2の看護等が必要な利用者に限定するものとし、事業所の利用者に対して、一律に加算を算定することなどがないようにすること。また、対象とする利用者に対し、「医療連携」の必要性を事業所が責任をもって説明し、利用者の了解を得ること。

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
障害福祉課施設福祉班
TEL：073-441-2537